

### ホテル保護条例を 11月1日から施行します



問合せ 環境保全課（環境センター内）  
☎0587(36)3710 ID 1007124

市内に生息するホテルの保護を通して、自然環境の保全に寄与し、多様な生態系を維持することを目的としています。市民全体で豊かな自然環境を広げていきましょう。

身体的・心理的・性的・経済的な虐待や放棄・放任などの障害者虐待は、障害のある方の尊厳を脅かすものです。虐待を受けたときや、虐待を受けたと思われる障害のある方に気付いたときは、速やかに通報してください。

▼通報先 市役所福祉課  
AX(0587)(32)1281・F(0587)(32)1219

市役所福祉課 ☎0587(32)1281  
ID 1004942

### 障害者虐待の防止

## 稲沢おでかけタクシーは 立ち寄り利用ができるようになります！

問合せ 市役所地域協働課 ☎0587(32)1146 ID 1006099

### 稲沢おでかけタクシーとは

市内在住でコミュニティバス停留所やコミュニティバス接続便乗り場までの移動が困難な方を対象とし、「自宅」から「市内の目的地」間のタクシー送迎を通常の2分の1の料金で行う事業です。4月から1年間、市内全域で実証実験を行っています。

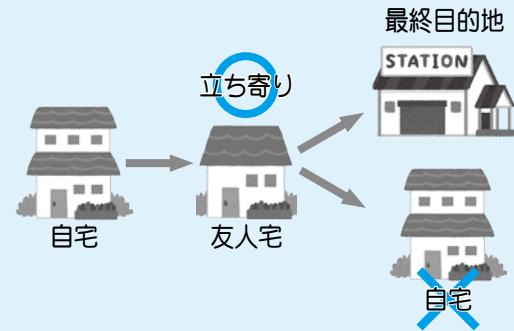
- 対象者**
- ① 75歳以上の方
  - ② 身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、戦傷病者・特別項症～第5項症の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
  - ③ 妊婦または出産後6カ月未満の方

利用には、市役所地域協働課・支所・市民センターでの利用登録が必要です！

11月1日(日)から、稲沢おでかけタクシーは「一時的な立ち寄り利用」ができるようになります。

### 利用例

- ・病院から自宅に帰るとき、薬局に立ち寄りしたい
  - ・友人宅へ友人を迎えに行き、相乗りで目的地へ行きたい
- ※立ち寄り利用で相乗りできるのは、稲沢おでかけタクシー利用登録者に限る



### 立ち寄りのルール

- ・立ち寄りできる場所は「1カ所（市内に限る）のみ」です
- ・乗車時に乗務員へ立ち寄り先を伝えてください
- ・立ち寄りの時間は「10分」を目安としてください
- ・自宅から出発し、自宅を最終目的地にすることはできません

### 料金について

立ち寄り中はタクシーを待機状態とするため、追加で待機料金(1分35秒ごとに90円)がかかります。10分間で630円程度の待機料金が加算されます。

### 稲沢おでかけタクシーの利用に関するお願い

- ① 稲沢おでかけタクシーを利用する際は、必ずタクシー会社への電話予約が必要です  
▶予約受付時間 午前10時～午後7時  
※予約受付時間外の連絡は控えてください。午前10時以降は当日の配車依頼もできます
- ② 電話予約の際に、必ず「稲沢おでかけタクシーを利用すること」と「利用登録番号」を伝えてください  
※確認できない場合、通常のタクシー利用となるため注意してください



### 女性に対する暴力などの相談窓口

相談窓口	とき	電話番号
県女性相談センター	女性悩みごと電話相談 月～金曜日…午前9時～午後9時 土・日曜日…午前9時～午後4時	052(962)2527
	弁護士によるDV専門電話相談 月曜日…午後2時～3時30分	052(962)2528
	尾張駐在室 月～金曜日…午前9時～午後5時	052(961)7211
県警察本部	ハートフルライン(犯罪被害者のこころの悩み相談) 月～金曜日…午前9時～午後5時	052(954)8897
	性犯罪被害110番	0120(67)7830
	ストーカー110番	052(961)0888
	ふれあいコール(列車内の痴漢被害相談) 24時間365日(※)	052(561)0184
名古屋法務局	女性の人権ホットライン 月～金曜日…午前8時30分～午後5時15分 ※11月12日(木)～18日(水)(強化週間中)は、月～金曜日…午前8時30分～午後7時、土・日曜日…午前10時～午後5時	0570(070)810

女性に対する暴力をなくそう  
市役所地域協働課 ☎0587(32)1146  
ID 1006617

DV、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力は人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。



▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

ありません。被害に遭った方は1人で悩まず、相談することが大切です。

▼相談窓口 左表 市役所の相談窓口は28ヶ所を参照。以外相談窓口に、祝日・年末年始は休み

## みんなでなくそう！ 児童虐待

問合せ 市役所子育て支援課 ☎0587(86)1327 ID 1007159

子どもたちが健やかに育つため、虐待は絶対にあってはならないことです。虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起こす恐れがあります。

### 虐待の例

- 身体的虐待** 暴力(殴る、蹴る、首を絞めるなど)、戸外に閉め出す、意図的に病気にさせるなど
- 心理的虐待** 心を傷つけることを言う、無視・拒否・脅し、子どもへの配偶者に対する暴力、暴言など
- ネグレクト** 衣食住の世話をしない、家に閉じ込める、治療を受けさせない、車中に長時間放置するなど
- 性的虐待** 性的ないたずら、性的関係の強要、性器や性交を見せるなど

### 「虐待かな？」と思ったら、迷わず通告を

異常な怒鳴り声や激しい泣き声が聞こえてくる、不自然な傷やあざがある、夜遅くに子どもが一人で外にいる、体や衣服がいつも極端に汚れているなど、確信はなくても虐待の疑いがあった場合、皆さんには通告する義務があります。通告とは「念のため調査してください」と連絡することです。匿名でも受け付けられ、通告した方が責任を問われることはありません。

### 児童虐待通告先

- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
- 一宮児童相談センター ☎0586(45)1558
- 市役所子育て支援課 ☎0587(86)1327



▲児童虐待防止のシンボルマーク「オレンジリボン」

### 子育てに悩んでいる方は早めに相談を

育児不安やストレスが積み重なると、はけ口が子どもに向けられてしまうことがあります。不安のある方は、早めに相談してください。

### 子育て相談窓口

- 子育て支援総合相談センター(中央子育て支援センター内) ☎0587(34)4159
- 健康推進課(保健センター内) ☎0587(21)2300